

経 済 産 業 省

20200722製局第1号
令和2年8月6日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和2年7月22日付け警察庁丙組組企発第232号、警察庁警備局長から令和2年7月22日付け警察庁丙備企発第200号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和2年7月21日付け外務省告示第292号により、国家公安委員会委員長が令和2年7月22日付け国家公安委員会告示第31号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 232 号
警察庁丙備企発第 200 号
令和 2 年 7 月 22 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 140）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 2 年 7 月 21 日付け外務省告示第 292 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 2 年 7 月 22 日付け国家公安委員会告示第 31 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまで、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象となる・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対
件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対
象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二百九十二号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和二年外務省告示第二百
十一号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百
六十七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三
号に基づき設立された各理事会委員会が令和二年七月十六日に行つた決
定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三
号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千
九百八十九号1(a)、第千二百五十三号2(a)及び第二千二百五十
五号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の
ように改正する。

令和二年七月二十一日
外務大臣 茂木 敏充
定（次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規
定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。）

改正前	改正後
<p>(別表) [1. ～785. 同左] [新設]</p>	<p>(別表) [1. ～785. 略] <u>786. ノール・ワリ・メヘスード (別名: アブ・マンスール・アシム)</u> <u>ム)</u> <u>Noor Wali Mehsud</u> <u>(a. k. a.: Abu Mansoor Asim)</u> <u>称号: Mufti (ムフティ)</u> <u>役職: 不明</u> <u>生年月日: 1978年6月26日</u> <u>出生地: Gurguray, Pakistan</u> <u>国籍: パキスタン</u> <u>旅券番号: 不明</u> <u>ID番号: 不明</u> <u>住所: 不明</u> <u>国連制裁委員会による指定日: 2020年7月16日</u> <u>その他の情報: パキスタン・タリバーン運動 (591. に指定した団体) の指導者。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : https:// www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals</u></p>
	<p>「改正後の名称は、改正前の名称と同一であること。ただし、改正前の名称が「」で囲まれている場合は、改正後の名称は「」で囲まれていること。」</p>

○ 国家公安委員会告示第三十一号

次の国際テロリズムが、国際連合安全保障理事会決議第六七七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第六七七号等が実施する国際テロリズムの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月二十一日

国家公安委員長 武田 良大

アル・カーイダ/ISIL（ダークイシュ）と関係を有する自然人

氏名 ノール・ワリ・メヘスード（Noor Wali Mehsud）

別名 アブ・マンソール・アシム（Abu Mansoor Asim）

称号 Mufti（ムフティ）

役職 不明

生年月日 1978年6月26日

出生地 Gurguray, Pakistan

国籍 パキスタン

旅券番号 不明

住所 不明

名簿に記載された年月日 2020年7月16日

名簿記載者公告番号 QI-299

その他参考となるべき事項 パキスタン・タリバーン運動 (QE-56) の指導者。同人に対するインターネットポータル (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク : <https://www.interestpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>